

令和5年（2023年）10月6日

各 局（区）長 様

財 政 局 長

令和6年度予算の編成について

令和6年度予算の編成は、下記の方針に基づき作業を進めることとしますので、内容を十分に御理解の上、予算に関する見積書等を提出してください。

記

1 本市を取り巻く財政環境と今後の見通し

わが国の経済状況については、雇用・所得環境が改善するなかで、個人消費や設備投資の持ち直しなどにより、緩やかな景気回復が続くと期待される一方、世界的な金融引締め等による海外景気の下振れリスクや、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。

国においては、「経済財政運営と改革の基本方針2023」において、コロナ禍を脱し、経済が正常化し、成長と分配の好循環を拡大していく中で、賃金や調達価格の上昇を適切に考慮しつつも、緊急時の財政支出を必要以上に長期化・恒常化させないように取り組むとしている。

札幌市の財政状況については、「第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2023（案）」（以下、「アクションプラン」という。）に掲げた中期財政フレームのとおり、扶助費や公債費の増加に加えて、公共施設等の更新需要やまちのリニューアルに伴う財政需要の大幅な増加が見込まれるなか、アクションプランに計上した各事業に必要な財源を確保するとともに、将来にわたって持続可能な財政構造を維持するため、アクションプラン期間において歳入・歳出全般にわたる不断の見直しを実施することとしている。

また、市民生活に直結する消費者物価（生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数）は前年比4.0%を超える高水準で上昇が続いており、当面、上昇基調の継続が見込まれることを踏まえると、物価上昇による市民生活・地域経済への影響は予断を許さず、引き続き難しい財政運営となることが見込まれる。

2 予算編成の基本的な考え方

令和6年度予算は、市長の3期目において初めて編成する本格予算であり、施政方針に掲げる「誰もが安心して暮らし生涯現役として輝き続ける街」・「世界都市としての魅力と活力を創造し続ける街」の2つの心豊かで明るいさっぽろの未来の実現に向けて、アクションプランに掲げる取組を着実に推進していくための予算を編成する。

そのため、長期的な財政の持続可能性を見据えた上で計画期間の収支を示した中期財政フレームに基づく予算編成を行うことにより、市債や基金の適切な管理と公共施設の整備・更新の管理を行い、将来世代に責任ある財政運営を堅持する。

また、事務事業の成果や手法の客観的な検証・評価を通じた事業再編・再構築を促進するとともに、物価上昇等への機動的な対応を図るため、各局のマネジメントによる事務事業の見直しを推進する仕組みを構築する。

以上のことを踏まえて、令和6年度予算編成における基本的な考え方は以下のとおりとする。

(1) アクションプランに掲げる取組の推進

アクションプランで掲げる計画目標を達成するための「まちづくりの取組」と、その実効性を担保する「行財政運営の取組」を着実に推進する。

(2) 局マネジメントの推進と事業の見直し

アクションプラン計画事業の着実な推進を図るとともに、各局において現下の物価上昇等に応じた柔軟な予算編成が必要であることを踏まえ、一般経費、政策経費ともに一律の削減は行わず、令和5年度当初予算額及び令和6年度のアクションプラン計画額を基本として、局配分枠及び局要求枠を設定する。

また、アクションプラン中「財政運営の取組」において方針として掲げた「持続可能な財政構造に向けた不断の見直し」を一層促進するとともに、創意工夫による物価上昇等への対応を図るため、各局における主体的な事業の見直し・再構築に対して予算編成上のインセンティブを付与する「見直し促進枠」を設定する。

なお、光熱費の値上がりについては、近年の上昇傾向を踏まえ、別途必要な対応を検討し、令和6年度予算において適切に措置する。

3 予算編成にあたっての留意事項

(1) 歳入について

歳入の見積りにあたっては、過去の実績、令和5年度の決算見込、国の概算要求、社会経済の動向等あらゆる資料に基づいて適正な財源の捕捉に努め、過大もし

くは過少見積りとならないよう十分留意すること。

多額の収入未済額を抱える歳入については、具体的な対策を講じるなど、収納率の一層の向上に努めること。

特に、収入未済額の圧縮に向けて別途指定した歳入については、担当部において収納率向上計画を作成の上、収納率向上対策を強力に推進すること。

ア 市税

市税収入は札幌市の基幹となる歳入であり、財源確保の面はもちろんのこと、税負担の公平性の観点からも、課税客体の完全な捕捉に努めるとともに、収納率については、より一層の向上に向け鋭意努力すること。

イ 負担金、使用料・手数料及び諸収入

数量等について、十分調査の上的確に見積もること。

また、利用者数が減少している施設については、各局において施設管理者とともに、その原因を十分調査・分析の上、サービスの向上を図るなど、利用者増や各種収入増に結びつく方策を検討し、歳入の確保に努めるとともに、施設設置の効果が十分に発揮されるよう留意すること。このほか、市が保有する公有財産、物品、印刷物等（市有資産）を広告媒体として活用し、民間事業者等の広告を掲載又は掲出する広告事業を積極的に実施するなど、職員の創意工夫による新たな財源確保に努めること。

ウ 国及び道支出金

法令の規定及び過去の実績等の勘案はもちろん、様々な機会で行っている国や道への要望に対する関係機関の検討状況など、国や道の動向を見極めるためにも、あらかじめ関係機関と連絡を密にし、十分調整を行った上、的確に見積もること。

また、補助事業に係る超過負担や、他自治体との比較における不公平な取扱いについては、関係省庁等に対しその解消を強く働きかけるとともに、新たな超過負担が生じることのないよう十分留意して見積もることとし、安易な市費負担への振替は厳に慎むこと。

エ 財産収入

財産の評価等については、関係部局と十分調整の上、見積もるものとするほか、今後、札幌市として活用が見込まれない財産については、積極的に処分を進めるなど、財源の確保について鋭意努力すること。

オ 寄附金

事業の実施に当たっては、ふるさと納税やクラウドファンディングを活用した手法を検討するなど、財源確保に努めること。

また、基金の果実を活用して実施している事業については、より多くの運用益を確保するために寄附金を募るなど、基金積立額の増加に努めること。

カ 市債

別添の「令和6年度予算見積書等作成要領」（以下「見積書等作成要領」という。）に基づき、財政部において所要の調整を行い設定する要求枠を上限とし、さらに事業費の圧縮などによる発行抑制に努めること。

また、財源的に有利な公共施設等適正管理推進事業債等の活用を積極的に検討すること（別紙「公共施設等適正管理推進事業債等の活用について」を参照）。

なお、対象事業としての適否及び計上額については、必ず財政部企画調査課に事前協議の上、見積もること。

(2) 歳出について

令和6年度においては、各局による局マネジメント機能の更なる発揮を推進するため、引き続き、局要求枠及び局配分枠からなる局マネジメント枠を設定する。

各局においては、部局間の連携はもとより、市民、企業、NPO等との連携や自主的な活動の促進により課題に対応する「市民力」の結集や、複雑多様化する市民ニーズに的確に応える「市民感覚」を大切にした事業構築に取り組むとともに、限られた経営資源で最大の効果を挙げる為、選択と集中をより明確化したメリハリのついた要求を行うこと。

なお、令和6年度予算として要求した経費であっても、国の予算措置の状況等により、財政部の判断において、令和5年度補正予算に前倒しで計上する場合がありますので留意すること。また、各局においても、事業内容に大幅な変更が生じる可能性があるものについては、要求の進め方などについて、財政部とあらかじめ相談・協議すること。

ア 要求区分

予算要求の区分は「一般経費」、「政策経費」の2区分とし、一般経費において局配分枠、政策経費において局要求枠を設定の上、この2つを合わせて局マネジメント枠とする。

(7) 局マネジメント枠対象経費

a 「政策経費」 (局要求枠)

政策経費における各局の局要求枠は、アクションプランにおいて令和6年度事業として認められた事業に充当すべき一般財源額及び市債額に、「見積書等作成要領」に基づき財政部において所要の調整を行い設定する。

b 「一般経費」 (局配分枠)

一般経費における各局の局配分枠は、令和5年度一般経費局配分一般財源額に、「見積書等作成要領」に基づき、財政部において所要の調整を行い設定する。

c 局マネジメント枠対象経費にかかる留意事項

各局のマネジメントにより、局要求枠と局配分枠を相互に調整することができるものとする。ただし、令和7年度予算編成においては調整前の状態に復元するので留意すること。

また、アクションプラン計画期間中の弾力的な事業運営や市民ニーズに即応した事業構築を可能とするため、昨年度に引き続き局マネジメント枠の年度間調整を認める。年度間調整を希望する場合は「見積書等作成要領」に基づき、別途財政部が指定する様式を提出すること。年度間調整の適否は提出様式をもとに財政部にて決定する。

新規事業やレベルアップ事業については、予算編成の基本的な考え方に従い、各局において事業内容等を十分に検討すること。

(イ) 局マネジメント枠対象外経費 (積上げ経費)

「見積書等作成要領」に定める経費については、経費の積上げによる要求を認める。

なお、当該区分による要求を可とした事業であっても、国や道の予算措置の状況により事業内容等の調整を行う場合があるので留意すること。

イ 要求にあたっての留意点

(7) 新規事業については、その効果等について検証した上で、終了する時期または存廃を判断する時期を設定するので留意すること。

(イ) 市有建築物の整備を検討する際には、「札幌市市有建築物及びインフラ施設等の管理に関する基本的な方針」における総量抑制の考え方等を踏まえ、必要となる機能を精査の上、施設サービスの提供主体や施設整備以外の目的達成の手法について十分検討すること。

また、整備手法や建築単価等の精査による整備コスト縮減はもちろんのこと、ライフサイクルコストについても十分留意すること。

なお、市有建築物の整備のうち新增改築、大規模改修、除却等は、予算要求を行う前に、周辺施設の状態を踏まえ、計画的な施設の更新・統廃合・長寿命化や最適な施設配置について、公共施設マネジメント担当課の確認を得た上で要求すること。詳細については別途通知する。

(ウ) 出資団体への財政的関与については、「札幌市出資団体のあり方に関する基本方針」（平成28年3月策定）に基づく見直しを継続するとともに、出資団体の財務状況等を踏まえ、出資の引き揚げや補助金の廃止・縮減等、可能なものを、見積り等に反映させること。

(エ) 補助金については、慣例や先例にとらわれることなく、補助の必要性や対象経費を精査し、ゼロベースからの見直しを図ること。

なお、法律で定められた補助金以外のすべての補助金に対して、合理的な期間内での終了（見直し）年度を設定すること。

(3) 指標の管理と事業の見直しについて

アクションプラン「財政運営の取組」に記載のとおり、長期的に持続可能な財政構造への転換を進めていくため、「増員・増額ありき」や「現状維持」の意識から脱却し、継続的に事業の成果や手法を客観的に検証・評価し、事業の廃止を含めた事業再編・再構築を予算編成に反映する「事業見直しサイクル」の確立が必要である。

については、全ての事業について指標を用いた客観的な効果検証を行うとともに、想定した効果が見込まれない事業や、事業効果が不明確な事業について、各局において主体的に次の4つの観点からゼロベースで見直しを行うこと。

【既存事業に関する4つの見直し視点】

視点1 必要（有効）性

時代の変化等に伴い、必要性や効果が薄れていないか。

視点2 担い手

民間事業者や地域団体、NPOなどに事業の全部又は一部を委ねることが適当ではないか。

視点3 事業水準

時代の変化の中でサービス水準・事業規模・受益者の負担を再検証する必要はないか。

視点4 効率性

実施手法として効率的に行うことはできないか。

予算編成においては、これら4つの視点を含む、様々な観点から財政部において事業内容の確認を行うものとする。

4 その他

(1) 予算編成過程の効率化

令和6年度予算編成においても、全庁的な予算編成及び管理の効率化を図るため、引き続き事業数の削減を進めることとしていることから、目的に類似性のある事業や少額の事業については、「見積書等作成要領」に基づき積極的に統合すること。

(2) 区との積極的な連携等

多様化する地域課題の解決に向けて、これまで以上に区と本庁が積極的に連携し、関連する各局において要求を行うとともに、区の予算要望システムの積極的な活用や、未来へつなぐ笑顔のまちづくり活動推進事業の積極的な活用を図ること。

(3) 企業会計について

企業会計の予算編成においても、本通知の趣旨を踏まえ、適切に対応願いたい。

(4) 予算見積書の作成

令和6年度の予算見積書等は「見積書等作成要領」に基づいて、事業目的や積算根拠等をより一層わかりやすく記載するとともに、提出期限を遵守すること。

(5) 予算編成日程

令和6年度予算編成は以下の日程により作業を進めることとする。なお、この日

程は国家予算の動向等によっては一部変更することもあるので留意すること。

| | | |
|------|----------|----------|
| 令和5年 | 11月1日(水) | 見積書等提出期限 |
| | 12月上旬 | 予算要求公開 |
| 令和6年 | 1月中旬 | 市長査定 |
| | 2月初旬 | 予算案記者発表 |

公共施設等適正管理推進事業債等の活用について

1 公共施設等適正管理推進事業債

「札幌市市有建築物及びインフラ施設等の管理に関する基本的な方針（平成 29 年策定）」に基づいて行われる事業のうち、次に掲げるものは、公共施設等適正管理推進事業債の対象となる。

| 対象事業 | 地方債充当率 | 元利償還に対する交付税措置 |
|-----------------|--------|------------------------|
| ア 集約化・複合化事業 | 90% | 50% |
| イ 長寿命化事業 | | およそ30% ※財政力指数に応じて決定 |
| ウ 転用事業 | | |
| エ 立地適正化事業 | | |
| オ ユニバーサルデザイン化事業 | | |
| カ 除却事業 | | なし |

※ ア～オについては、事業開始までに個別計画の作成が必要

2 脱炭素化推進事業債（追加）

令和 5 年度より脱炭素化推進事業債が新設され、以下の事業が対象となっている（補助事業は対象外）。

| 対象事業 | 地方債充当率 | 元利償還に対する交付税措置 |
|-----------------------------------|--------|------------------------|
| キ 再生可能エネルギー (太陽光・バイオマス発電、熱利用等) | 90% | 50% |
| ク 公共施設等の ZEB 化 (新築、増築、改築) | | およそ30% ※財政力指数に応じて決定 |
| ケ 省エネルギー (省エネ改修、LED 照明の導入) | | |
| コ 公用車における電動車の導入 (EV、FCV、PHEV) | | 30% |

※ ク、ケについては、エネルギー性能について第三者認証（BELS 等）を受ける必要がある。

3 市債の活用

公共施設等適正管理推進事業債及び脱炭素化推進事業債は、財源的に有利な市債であることから、積極的に活用するよう努めること。また、活用について疑義がある場合は、事前に企画調査課に相談すること。